

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 青色申告承認取消処分・法人税更正処分等取消請求  
事件

国側当事者・国(上田税務署長)

平成24年9月4日棄却・控訴

判 決

原告	宗教法人A
同代表者代表役員	甲
同訴訟代理人弁護士	大沼 洋一 眞鍋 淳也 松永 貴之 中村 春樹
同補佐人税理士	宮塚 昌子
被告	国
同代表者法務大臣	滝 実
処分行政庁	上田税務署長 宮坂 正志
同指定代理人	長 好行 森本 利佳 長田 光弘 岡田 豊 長倉 哲也

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 上田税務署長が平成21年3月23日付けで原告に対してした平成16年3月1日から平成17年2月28日までの事業年度(以下「平成17年2月期」という。)以後の事業年度の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- 2 上田税務署長が平成21年3月30日付けで原告に対してした以下の法人税の更正処分及び重加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
  - (1) 平成17年2月期の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス3003万0677円、納付すべき税額マイナス1円を超える部分及び重加算税賦課決定処分
  - (2) 平成17年3月1日から平成18年2月28日までの事業年度(以下「平成18年2月期」という。)の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス7122万3795円、納付すべき税

額0円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

(3) 平成18年3月1日から平成19年2月28日までの事業年度（以下「平成19年2月期」という。）の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス6696万3218円、納付すべき税額0円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

(4) 平成19年3月1日から平成20年2月29日までの事業年度（以下「平成20年2月期」という。）の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス1億2123万5534円、納付すべき税額0円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

3 上田税務署長が平成21年3月30日付けで原告に対してした以下の消費税及び地方消費税の更正処分並びに重加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

(1) 平成16年3月1日から平成17年2月28日までの課税期間（以下「平成17年2月課税期間」という。）の消費税の更正処分のうち納付すべき税額マイナス84万7560円を超える部分及び同課税期間の地方消費税の更正処分のうち納付すべき譲渡割額マイナス21万1890円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分

(2) 平成17年3月1日から平成18年2月28日までの課税期間（以下「平成18年2月課税期間」という。）の消費税の更正処分のうち納付すべき税額マイナス338万7262円を超える部分及び同課税期間の地方消費税の更正処分のうち納付すべき譲渡割額マイナス84万6815円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分

(3) 平成18年3月1日から平成19年2月28日までの課税期間（以下「平成19年2月課税期間」という。）の消費税の更正処分のうち納付すべき税額264万2400円を超える部分及び同課税期間の地方消費税の更正処分のうち納付すべき譲渡割額66万0600円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分

(4) 平成19年3月1日から平成20年2月29日までの課税期間（以下「平成20年2月課税期間」という。）の消費税の更正処分のうち納付すべき税額マイナス298万0020円を超える部分及び同課税期間の地方消費税の更正処分のうち納付すべき譲渡割額マイナス74万5005円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分

## 第2 事案の概要

本件は、宗教法人である原告が、その施設（建物）及び土地の所有権を有する各ホテル（1軒を除きいわゆるラブホテルである。）に係る事業の損益について、原告の収益事業に係る損益から除外した上で、平成17年2月期から平成20年2月期までの各事業年度（以下「本件各事業年度」という。）の法人税の確定申告、並びに平成17年2月課税期間から平成20年2月課税期間までの各課税期間（以下「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の確定申告をしたところ、上田税務署長が、上記各ホテルに係る事業の損益は原告に帰属するものであるにもかかわらず、その損益を原告備付けの総勘定元帳に計上しなかったことは隠ぺい又は仮装に当たるとして、法人税の青色申告承認取消処分をするとともに、本件各事業年度の法人税の更正処分及び重加算税賦課決定処分、並びに本件各課税期間の消費税等の更正処分及び重加算税賦課決定処分をしたのに対し、上記各ホテルに係る事業の損益は、上記各ホテルについて旅館業法3条1項所定の経営許可（以下「旅館業経営許可」という。）を受けた法人又は同許可を受けべき法人に帰属するものであるから、上記各処分は損益の帰属先を誤った違法なものであると主張してその取消しを求める事案である。

1 争いのない事実等（証拠等により容易に認められる事実は、末尾に証拠等を掲記した。）

### (1) 当事者等

原告は、Bを本尊として、●●の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成するための財務その他の業務及び事業を行うことを目的として、昭和58年9月9日に設立された宗教法人である。

原告は、乙（以下「乙」という。）及びその家族が経営する31の法人により構成されるDグループに属している。

### (2) 原告の所有する各ホテル

ア 原告は、平成20年2月29日の時点で、別紙1記載の各ホテル（旅館を含む。以下「本件各ホテル」という。）の施設（建物）及び土地を所有していた（ただし、別紙1の順号17のホテルCについては施設（建物）のみ所有）。原告が本件各ホテルの施設（建物）及び土地を取得した原因及び取得日は、別紙1の「所有権取得原因」欄及び「所有権移転年月日」欄記載のとおりである。（乙1ないし21（以下、枝番のある書証については、枝番を記載しない限り、全ての枝番を含む。））

なお、本件各ホテルは、別紙1の順号20のK旅館を除き、いずれもいわゆるラブホテルである。

イ 本件各ホテルについて、旅館業経営許可を得ている法人及び許可を得た日は、別紙1の「旅館業経営許可取得者」欄及び「許可日」欄記載のとおりである。（甲D1の1、D2の1、D3の1、D4の1及び5、D5の3、D6の1、D7の1、D8の1、D9の2、D10の1、D11の1、D12の1、D13の1、D14の1、D15の1、D16の1、D17の1、D23の1、D26、弁論の全趣旨）

ウ Dグループは、本件各事業年度において、グループ内の各法人が納付すべき法人税額を圧縮するため、本件各ホテルに係る事業（以下「本件ホテル事業」という。）の損益について、その損益が実際にグループ内のどの法人に帰属するかにかかわらず、損益を計上する法人を時期によって変えるという会計処理（損益の付け替え）を行っていた。

このような会計処理の結果、本件各事業年度における本件ホテル事業の損益は、別紙2記載の各法人（以下「本件各損益計上法人」という。）又は原告に計上されており、その具体的な計上状況は別紙3記載のとおりである。

なお、本件各損益計上法人に本件ホテル事業の損益が計上された経緯は上記のとおりであるため、本件各損益計上法人が本件ホテル事業の損益の帰属主体とは認められないことについては、当事者間に争いが無い。

### (3) 原告に対する各課税処分の経緯等

原告に対する各課税処分の経緯等は、別紙4記載のとおりである。

なお、国税庁長官は、平成15年10月2日付けで、原告の法人税及び消費税等の納税地を長野県千曲市に指定し、その旨を原告に通知しており、原告の法人税及び消費税等に関する事務は、指定納税地を所轄する上田税務署長が行っている。

## 2 被告の主張する各課税処分の根拠及び適法性

被告の主張する各課税処分の根拠及び適法性は、別紙5から8までに記載のとおりである（なお、別紙中の略語は本文においても同様に用いる。）。

## 3 争点

本件ホテル事業の損益は原告に帰属するものか否か。

#### 4 争点に関する当事者の主張

##### (1) 被告の主張

以下のとおり、本件ホテル事業の損益は原告に帰属するものであるから、これを前提としてされた本件各課税処分は適法である。

ア 法人税は、その営む事業から生ずる所得に着目して課せられる税としての基本的な性格を有する（法人税法5条参照）から、納税義務者は、当該事業収益の帰属主体であり、誰が帰属主体であるかは、基本的には当該事業収益が法律上誰に帰属するかによって判断されるが、その者が単なる名義人にすぎない場合には、実質的にこれを享受する者に対して課税される（法人税法11条参照）。そして、一般に、ある事業から生ずる収益の帰属者は、その事業を開始し、維持・継続する権限を有する者、すなわち経営者と一致すると考えられるから、事業収益の帰属者が誰であるかは、当該事業が営まれている事業所を巡る権利関係、事業から生じた売上金の管理形態、経費の負担関係、従業員に対する指揮監督状況等を総合して判断されるべきである。

イ 本件においては、①乙が、原告の収益事業である本件ホテル事業を開始・維持・継続する権限を有する唯一の者であり、乙は本件ホテル事業を全て自ら経営していることを自認し、原告の実質的代表者として行動していたこと、②原告が本件各ホテルの施設（建物）全ての所有権を有しており、Dグループの他の法人との間で本件各ホテルの施設（建物）についての賃貸借契約や業務委託契約が締結されていた事実がなく、本件各損益計上法人において、本件各ホテルの施設（建物）の所有権者である原告に対し、地代家賃の支払を行っていた事実がないこと、③本件各ホテルのほとんどの敷地内には、原告の名称を表示した看板や原告名で喜捨を求める文言が記載された看板・仏像が設置されている上、本件各ホテルの室内においても、原告に対する喜捨を求める文言があり、対外的にも原告が本件各ホテルの経営主体であるかのような外観が整えられていたこと、④本件各ホテルから生じた売上金の会計処理及び経費の支出関係も全て乙が行っており、乙は、旅館業経営許可を受けた法人に本件ホテル事業の損益を帰属させることを考えていなかったことを総合して判断すれば、本件ホテル事業の損益の帰属先は原告であると認めることが相当である。

##### (2) 原告の主張

ア 法人税において、所得の帰属主体が誰かは、原則としてその法律上の帰属により判定されるべきであり、それによった場合に担税力に応じた公平な課税の実現が到底なしえないという例外的な場合にのみ実質的又は経済的帰属によって判定されるべきである。

原告は、宗教法人であり、宗教法人法10条により規則で定める目的の範囲内において権利義務を負うところ、原告の規則において、ホテル営業は目的の範囲外の活動として許されないから、原告がホテル営業に関して権利を取得し義務を負うことはなく、所得の帰属主体たり得ない。そして、原告は、旅館業経営許可を受けておらず、原告がホテルを営業することは禁止されており、現に、Dグループでは、原告にはホテル営業に必要な従業員等を配置しておらず、営業内容、店舗設備の決定、仕入れ、売上の管理、従業員の雇い入れ等の営業に伴う諸活動を原告に一切行わせていないから、本件ホテル事業の損益が原告に帰属すべき理由は実質的にも経済的にも存在しない。

したがって、本件ホテル事業の損益は、本件各ホテルについて旅館業経営許可を受けた各法人又は同許可を受けるべき各法人（以下「本件各許可法人」という。）に帰属するという

べきであり、本件ホテル事業の損益が原告に帰属することを前提としてされた本件各課税処分は違法である。

イ そもそもDグループは、いわゆるM&A（企業の合併・買収）により、本件各ホテルを営業していた会社ごと本件各ホテルを取得しているのであるから、本件各ホテルの営業主体は買収された会社であって、買収後も従業員の雇用が継続されているので、当該会社が営業主体であって、後に当該会社が合併されれば合併後の会社が営業主体になることは当然であるし、旅館業経営許可の取得や行政機関による各種調査・行政指導への対応等のホテル事業に必要な業務は、本件各許可法人が行い、従業員に対する給与の支払等は、主として本件各許可法人から給与支払業務の委託を受けた会社が行っていることからすれば、本件ホテル事業は本件各許可法人が経営しており、その損益も本件各許可法人に帰属するものというべきである。

ウ なお、原告は、平成6年頃から平成15年頃までの間は本件各ホテルの施設（建物）及び土地について賃貸借契約を締結していたが、平成16年頃以降は、原告が本件各ホテルの施設（建物）及び土地の賃料を収受するよりも、本件各ホテルの売上金の一部を喜捨金として収受する方が節税対策となると考え、明示的に賃貸借契約を締結することはしなくなった。しかし、本件各許可法人は、本件各事業年度において、原告による異議が何らなくまま、本件各ホテルの営業を継続してきたものであり、原告との関係で、本件各ホテルの施設（建物）及び土地を無権利のまま使用していることはあり得ない。

また、Dグループが本件各ホテルを取得したのは、ホテルの営業に失敗したとしても、その施設（建物）及び土地には資産価値があるので、そのような資産を増やしていきたいと考えたためであり、その後、宗教法人である原告を取得したのは、将来乙が死亡して相続が発生した場合に原告が本件各ホテルの施設（建物）及び土地を所有していれば相続税が発生しないと考えたからであった。他の営利法人に本件各ホテルの施設（建物）及び土地の所有権を取得させる方法もあり得たが、営利活動を行わない宗教法人に所有権を集中して取得させた方が、倒産等の心配がないと考え、原告に所有権を取得させたものである。原告に本件各ホテルの施設（建物）及び土地の所有権を取得させたのは上記の理由によるのであるから、原告が本件各ホテルの経営を行うことは、原告に所有権を取得させた趣旨に反するものである。

したがって、原告が本件各ホテルの経営を行っていることはないから、本件ホテル事業の損益が原告に帰属することはあり得ない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 本件ホテル事業の損益の帰属主体について

(1) 法人税は、法人が営む事業から生ずる所得に対して課されるところ（法人税法5条参照）、担税力に応じた公平な課税を実現するという観点から、当該事業から生ずる損益が実質的に帰属する主体が法人税の納税義務者となるものと解される（法人税法11条参照）。また、消費税は、事業者が事業として対価を得て行った資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）に対して課されるところ（消費税法4条1項、2条1項8号参照）、担税力に応じた公平な課税を実現するという観点から、当該資産の譲渡等の対価が実質的に帰属する主体が消費税の納税義務者となるものと解される（消費税法13条参照）。

そして、事業から生ずる損益又は事業として行われた資産の譲渡等の対価が実質的に帰属す

る主体については、当該事業に係る経営方針決定や収支管理の状況、当該事業に必要な資産を巡る権利関係、当該事業に関する従業員の雇用関係、当該事業に係る対外的な表示状況等を総合し、実質的かつ客観的に見て、その事業を経営していると認められる者（以下「経営主体」という。）が誰であるかという基準に基づいて判断すべきである。（なお、本件においては、本件ホテル事業から生ずる損益の帰属主体と、本件ホテル事業における資産の譲渡等の対価の帰属主体は一致することが明らかであるから、以下特に区別せずに論ずる。）

(2) そこで、以下、このような観点から本件ホテル事業の経営主体が誰であるかについて検討する。

ア まず、本件ホテル事業に係る経営方針決定や収支管理の状況について検討する。

(ア) 前記争いのない事実等、証拠（甲G1、乙22、25、33）及び弁論の全趣旨によれば、①Dグループは、昭和41年12月に食料品の加工販売等を目的とするE株式会社（以下「E」という。）を設立するなどして、食料品の加工販売等を主力として事業を展開していたが、昭和47年8月に、別紙1の順号1のホテルFを経営していたG株式会社を買収し、その後、順次本件各ホテルを企業買収や不動産競売により取得し、本件ホテル事業を展開するようになったこと、②本件各事業年度当時、Dグループは原告や別紙2記載の各法人等で構成されていたところ、乙の長男である丙が平成20年にEの代表取締役となるまで、乙がDグループの経営権を1人で掌握するいわゆるワンマン経営をしており、本件ホテル事業の開始・維持・継続を含め、Dグループの事業に関する経営判断は乙が全て行っていたこと、③本件各ホテルに係る会計処理については、乙がEの経理担当者4名に分担して行わせており、同経理担当者らは、本件各ホテルの責任者から本件各ホテルの日報及び売上金を受領した後、乙が指示したDグループ内の法人にその売上を計上する会計処理を行っていたこと、④乙は、本件各ホテルの日常的な経費の支払や資金の移動については、Eの経理担当者らに任せていたが、日常的でない支払、資金の調達、修繕費の支出等については最終的に自ら判断していたこと、⑤乙は、平成6年3月、宗教法人である原告を取得してDグループ内の一法人とし、本件各ホテルの施設（建物）及び土地について、平成11年10月以降、Dグループ内の各法人から原告に対して売買や寄付等の方法で所有権を移転させたり、不動産競売で原告に所有権を取得させたりした上で、本件ホテル事業を行うようになったこと、⑥本件各事業年度当時、原告の代表役員はLであったが、Lは原告の運営には一切関与しておらず、原告が行う収益事業の運営は全て乙が行っていたことがそれぞれ認められる。

これらの事実によれば、本件事業年度当時、乙は、原告を含むDグループに属する各法人全てについて、実質的経営者として経営判断を行う立場にあり、本件ホテル事業についても、それを様々な方法で取得して営業を行い、経営方針を決定し、その収支管理や会計処理に関する最終的判断を行っていたところ、乙が、平成6年に宗教法人である原告を取得してDグループ内の一法人とした後、本件各ホテルの施設（建物）及び土地の所有権を全て原告に帰属させ、本件ホテル事業の中核を占める施設等の所有権を原告に集中させたのは、原告を経営主体として本件ホテル事業を遂行していくとの判断をしたことによるものであると推認される。

(イ) なお、原告は、DグループがいわゆるM&Aの方法により本件各ホテルを取得したのであり、Dグループに買収された会社又はその会社を合併した会社である本件各許可法人

が本件各ホテルを経営しているというべきである旨主張する。しかし、企業買収の方法により取得されたホテルについても、その後、乙の経営判断により、当該ホテルの施設（建物）及び土地の所有権が原告に移転されていることは上記のとおりであるから、本件各ホテルをDグループが取得した当時の経営主体が誰であったかということは、本件各事業年度における本件ホテル事業の経営主体が誰であるかを判断する上で、特に重視すべき事情とはいえない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

イ 次に、本件ホテル事業に必要な資産を巡る権利関係について検討する。

(ア) 前記のとおり、本件各事業年度において、本件各ホテルの施設（建物）及び土地の所有権は原告に帰属していたことに加えて、前記争いのない事実等、証拠（甲G1、乙33）及び弁論の全趣旨によれば、本件各ホテルの施設（建物）及び土地の所有者である原告は、本件各事業年度においては、本件各ホテルの営業について旅館業経営許可を受けている本件各許可法人に対してはもとより、Dグループの他の法人に対して、本件各ホテルの施設（建物）及び土地について、その使用についての賃貸借契約を締結したことはなく、また、賃料の支払を受けたこともなかったことが認められる。

いうまでもなく、ホテル事業においては、その事業の性質上、ホテルの施設（建物）及び土地を使用する権限を有していることが不可欠であり、およそホテル事業を営む法人が、ホテルの施設（建物）や土地について、明確な利用権の設定やその対価等の条件について定めることなしにホテル事業を営むことは通常考え難いところ、上記各事実によれば、本件各事業年度において、本件各ホテルの施設（建物）及び土地を使用する権原を有していたのは原告のみであることが認められ、このことは、本件ホテル事業の経営主体が原告であることを推認させる重要な事実である。

(イ) これに対し、原告は、本件各事業年度より前には、Dグループの法人との間で本件各ホテルの施設（建物）及び土地に関する賃貸借契約を締結し、賃料の支払を受けていたことがあり、また、本件各許可法人は、本件各事業年度において、原告による異議が何らなく、本件各ホテルの営業を継続してきたものであって、原告との関係で、本件各ホテルの施設（建物）及び土地を無権利のまま使用していることはあり得ず、当然に使用権限を有している旨主張する。

しかしながら、本件各許可法人が本件各ホテルの施設（建物）及び土地について、原告との間で何らかの契約を締結して使用権原を取得していたことを認めるに足りる証拠は存在しないだけでなく、むしろ、本件各事業年度より前に、本件各ホテルの施設（建物）及び土地に関する賃貸借契約がされていたことがあるのであれば、そのような賃貸借契約が締結されていない本件各事業年度においては本件各許可法人が本件各ホテルの施設（建物）及び土地に関する使用権原を有していないことを示すものというべきであるから、原告の上記主張は採用することができない。

(ウ) また、原告は、Dグループが原告に本件各ホテルの施設（建物）及び土地の所有権を取得させた理由は、乙が死亡した場合に相続税が発生しないだけでなく、原告は営利活動を行っておらず倒産等の心配がないことにあるから、原告が本件各ホテルの経営を行うことは、原告に所有権を取得させた上記の趣旨に反するのであって、原告が経営を行うことはあり得ない旨主張する。

しかし、上記(1)のとおり、事業を営んでいると認められる者が誰であるかについては、実質的かつ客観的に判断されるべきものであるから、乙がどのような動機や意図に基づいて原告に本件各ホテルの施設（建物）及び土地の所有権を帰属させたかによって、その判断が直ちに左右されるものとはいえない。また、原告が本件ホテル事業の経営主体となったとしても、乙が死亡した場合に相続税が発生しないことには何ら変わりがないし、前記争いのない事実等及び証拠（乙25、33、43）によれば、原告自らが、平成15年5月2日付けで、旅館業を事業内容とする消費税課税事業者届出書を税務署長に提出するとともに、本件各事業年度において、本件ホテル事業の損益の一部を原告の収益事業の損益に計上した上で、法人税及び消費税等の確定申告を行うなど、営利事業として本件ホテル事業を行っていることを前提とする会計処理を行っていることからすれば、原告の上記主張は採用することができない。

ウ さらに、本件ホテル事業に関する従業員の雇用関係について検討する。

(ア) 前記争いのない事実等、証拠（乙33、39）及び弁論の全趣旨によれば、本件各ホテルの従業員に対しては、別紙1の「給与支払法人」欄記載の各法人（以下「本件各給与支払法人」という。）から給与が支払われていたこと、乙は、本件各ホテルの会計処理を行っていたEの経理担当者らに指示して、Dグループ内の各法人が納付すべき法人税額を圧縮する目的で、本件各ホテルの損益を計上する本件各損益計上法人を恣意的に決定した上で、本件各損益計上法人から本件各給与支払法人に対して出向料名目での支出を行い、本件各給与支払法人に従業員に対する給与の支払を行わせていたことがそれぞれ認められる。

これらの事実によれば、本件ホテル事業に係る人件費については、本件各給与支払法人が実際の支払を担当する一方で、会計処理上は本件各損益計上法人に帰属させていたことが認められるが、このような処理は、本件ホテル事業を営んでいるのがDグループ内のどの法人であるかとは無関係に、納付すべき法人税額を圧縮するという観点から、乙の指示により恣意的に行われていたのであるから、上記人件費を支払っていた本件各給与支払法人はもとより、会計処理上これらの人件費が費用として計上されていた本件各損益計上法人が、本件ホテル事業の経営主体であると認めることは到底できない。

なお、本件各ホテルの従業員は、本件各給与支払法人から給与の支払を受けているものの、雇用関係は明確ではなく、原告が経営主体であると主張する本件各許可法人、あるいは原告との間で雇用契約を締結していることを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、本件ホテル事業に関する従業員の雇用関係や人件費の帰属からは、本件ホテル事業の経営主体が原告であるのか、それとも本件各許可法人であるのかを判断することは困難といわざるを得ない。

(イ) これに対し、原告は、従業員に対する給与の支払は主として本件各許可法人から給与支払業務の委託を受けた会社が行っているから、本件各許可法人が本件各ホテルを営んでいるものである旨主張する。

しかし、上記のとおり、乙は本件各ホテルの人件費を本件各損益計上法人に帰属させていたところ、本件各許可法人と本件各損益計上法人は必ずしも一致していないこと（前記争いのない事実等）からすれば、本件各許可法人が本件各ホテルの従業員の人件費を負担していたとは認められないだけでなく、本件各許可法人が上記従業員との間で雇用契約を



締結していたことを認めるに足りる証拠もないから、原告の上記主張は採用することができない。

エ そして、本件ホテル事業に係る対外的な表示状況について検討する。

(ア) 証拠（乙34から37まで）及び弁論の全趣旨によれば、本件各ホテルのほとんどの敷地内においては、利用客の目に付きやすい場所に、原告の名称を表示した看板や原告名で喜捨を求める文言を記載した看板等が設置されていたほか、本件各ホテルの室内の壁や枕元にも、原告に対する喜捨を求める旨の掲示がされていたことが認められる。

そして、大多数がいわゆるラブホテルである本件各ホテルにおいて、このような宗教法人名や喜捨を求める文言が記載された看板等が設置されていることは、本件各ホテルの利用客に奇異の念を抱かせるものであって、営業戦略上得策とはいえないと考えられるのであって、それにもかかわらず、本件各ホテルにおいて、利用客に対して、本件各ホテルの営業主体が宗教法人である原告であるとあえて印象付けるような表示が多数されていたことは、本件ホテル事業の経営主体が原告であることを推認させる重要な一事情であるといえる。

(イ) 一方、前記争いのない事実等によれば、本件各ホテルについて旅館業経営許可を得ているのは、別紙1の「旅館業経営許可取得者」欄記載の各法人であって、原告は旅館業経営許可を得ていないことが認められる。

確かに、ホテル営業を行うためには、旅館業経営許可を取得することが必要であり、旅館業経営許可を取得しないでホテル営業を行うことは刑事罰をもって禁止されている（旅館業法10条）ことからすれば、一般的には、誰が旅館業経営許可を取得しているかはホテル事業の経営主体を判断する上での一つの事情となるものといえることができる。

しかし、旅館業経営許可を得ていなくとも實際上旅館業を営むことは可能であるところ、本件各ホテルの中には、合理的な理由もないのに、旅館業経営許可を取得することなく営業を行っていたものも複数存在すること（甲D5の1、D9の1、D15の5）に加え、本件ホテル事業の損益が計上されていた本件各損益計上法人において、本件各ホテルの旅館業経営許可を取得していたわけではないこと（前記争いのない事実等）ことからすれば、Dグループの実質的経営者である乙において、旅館業経営許可を得ているかどうかや旅館業経営許可を得ないでホテルを営業することが刑事罰の対象となることなどを意識して本件ホテル事業を遂行していたとは認め難い。

また、本件各ホテルについて旅館業経営許可を得ている各法人の幹部職員や従業員らが、それぞれのホテルの営業に必要な業務や行政指導への対応等を行っていたことを認めるに足りる証拠はなく、むしろ、上記ア及びウのとおり、本件各ホテルに関する経営方針は乙が決定しており、本件各ホテルの従業員は本件各給与支払法人から給与の支払を受け、本件各ホテルの会計処理もEの経理担当者が行っていることからすれば、旅館業経営許可を得ている法人は、形式的に旅館業経営許可を得ているにすぎないものと推認される。

そうすると、本件においては、本件ホテル事業の経営主体を判断する上で旅館業経営許可を誰が得ていたかは特に重視すべき事情とはいえ、原告が旅館業経営許可を得ていないとしても、原告が本件ホテル事業の経営主体であると推認することが直ちに妨げられるものではないというべきである。

(3) 以上のとおり、本件ホテル事業に関する経営方針や収支管理等の決定権限は乙が掌握して

おり、その乙が原告に本件各ホテルの施設（建物）及び土地の所有権を帰属させた上で本件ホテル事業を行っていくこととしたこと、本件各事業年度において、本件各ホテルの施設（建物）の使用権原を有していたのは原告のみであり、旅館業経営許可を得た法人らはホテルの施設（建物）の使用権限を有しているとは認められないこと、本件各ホテルの内外においては、利用客に対して本件各ホテルを営業しているのが原告であるとあえて印象付けるような表示が多数されていたこと、旅館業経営許可を取得している法人が本件各ホテルの経営主体であるとは認め難いことを総合して実質的かつ客観的に判断すれば、本件各事業年度及び本件各課税期間における本件ホテル事業の経営主体は原告であると認めるのが相当であり、本件各許可法人が本件ホテル事業の経営主体である旨の原告の主張は採用することができない。

なお、原告は、原告の規則においてはホテル事業は目的の範囲外の活動として許されていないから、原告は本件ホテル事業の権利・義務の帰属主体となり得ない旨主張する。しかし、宗教法人も、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができ（宗教法人法6条2項）、一般に、設立の目的を達成するのに必要な資金を獲得するために収益事業を行うことは、目的に反するものとは解されないし、本件においても、原告自らが、平成15年5月2日付けで、旅館業を事業内容とする消費税課税事業者届出書を税務署長に提出するとともに、本件各事業年度において、本件ホテル事業の損益の一部を原告の収益事業の損益に計上した上で、法人税及び消費税等の確定申告を行っていること（前記争いのない事実等、乙25、33、43）からすれば、原告が本件ホテル事業を行うことがその目的の範囲外の活動に該当するとはいえ、原告の上記主張は採用することができない。

(4) したがって、本件各事業年度及び本件各課税期間においては、本件ホテル事業から生ずる損益は実質的に原告に帰属するものというべきであるから、原告の所得の金額に本件ホテル事業の損益を計上した上で、原告が納付すべき法人税額を算出し、原告の課税資産の譲渡等の対価の額に本件ホテル事業の売上金額を計上した上で、原告が納付すべき消費税等の額を算出すべきである。

## 2 本件各課税処分の適法性について

(1) これまでに述べたところに加え、証拠（乙25）及び弁論の全趣旨によれば、原告の本件各事業年度の所得について原告が納付すべき法人税額は別紙5の第1の1記載のとおりであると認められ、本件各法人税更正処分における原告の納付すべき法人税額は、いずれもこれを下回るものであるから、本件各法人税更正処分は適法というべきである。

また、本件各課税期間の原告が納付すべき消費税等の額は別紙5の第2の1記載のとおりであると認められ、本件各消費税等更正処分における原告の納付すべき消費税等の額は、いずれもこれを下回るものであるから、本件各消費税等更正処分は適法というべきである。

(2) そして、これまでに述べたところに加え、証拠（乙25、33）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件各ホテルの売上等について、原告備付けの総勘定元帳に計上せず、本件各損益計上法人の売上等として損益に計上しており、また、原告において計上していた本件各ホテルの売上等については、喜捨の事実がないにもかかわらずその約半分を喜捨金として収益事業の収入から除外して会計処理を行い、それらの損益の額を隠ぺいし、本件各事業年度の法人税及び本件各課税期間の消費税等の確定申告書を提出していたことが認められるところ、国税通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税に代えて課されるべき重加算税の額は、別紙5の第3の1記載のとおりであると認められ、これらの金額は、いずれも本件各賦課決定処分

と同額であるから、本件各賦課決定処分は適法というべきである。

また、原告が行っていた上記のような会計処理は、法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当することは明らかであるから、本件青色申告承認取消処分は適法というべきである。

(3) 以上によれば、本件各課税処分はいずれも適法というべきである。

#### 第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 定塚 誠

裁判官 竹林 俊憲

裁判官 馬場 俊宏

別紙1～3-4及び別紙6-1～8-4 省略

## 本件各法人税更正処分等の課税の経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	重加算税の額	
平成17年2月期	確定申告	期限内	△30,030,677	△1	
	更正処分等	平成21年3月30日	293,347,208	64,536,300	22,585,500
	異議申立て	平成21年5月29日	△12,083,877	0	0
	異議決定	平成21年8月20日	棄却		
	審査請求	平成21年9月18日	△30,030,677	△1	0
	審査裁決	平成22年7月6日	棄却		
平成18年2月期	確定申告	期限内	△71,223,795	0	
	更正処分等	平成21年3月30日	276,721,141	60,878,600	21,304,500
	異議申立て	平成21年5月29日	△71,223,795	0	0
	異議決定	平成21年8月20日	棄却		
	審査請求	平成21年9月18日	△71,223,795	0	0
	審査裁決	平成22年7月6日	棄却		
平成19年2月期	確定申告	期限内	△66,963,218	0	
	更正処分等	平成21年3月30日	235,198,748	51,743,500	18,109,000
	異議申立て	平成21年5月29日	△66,963,218	0	0
	異議決定	平成21年8月20日	棄却		
	審査請求	平成21年9月18日	△66,963,218	0	0
	審査裁決	平成22年7月6日	棄却		
平成20年2月期	確定申告	期限内	△121,235,534	0	
	更正処分等	平成21年3月30日	216,587,114	47,649,100	16,674,000
	異議申立て	平成21年5月29日	△81,658,724	0	0
	異議決定	平成21年8月20日	棄却		
	審査請求	平成21年9月18日	△121,235,534	0	0
	審査裁決	平成22年7月6日	棄却		

## 本件各消費税等更正処分等の経緯

(単位：円)

区分		年月日	課税標準額	仕入税額 控除の額	納付すべき 消費税の額	納付すべき 地方消費税 の額	重加算税 の額	
平成 17年 2月期	確定申告	期 限 内	124,842,000	5,841,240	△847,560	△211,890		
	更正処分等	平成21年3月30日	745,943,000	13,347,288	16,490,400	4,122,600	7,584,500	
	異議申立て	平成21年5月29日	124,842,000	5,841,240	△847,560	△211,890	0	
	異議決定	平成21年8月20日	棄却					
	審査請求	平成21年9月18日	124,842,000	5,841,240	△847,560	△211,890	0	
	審査裁決	平成22年7月6日	棄却					
平成 18年 2月期	確定申告	期 限 内	28,778,000	4,538,382	△3,387,262	△846,815		
	更正処分等	平成21年3月30日	820,961,000	12,483,436	20,355,000	5,088,700	10,384,500	
	異議申立て	平成21年5月29日	28,778,000	4,538,382	△3,387,262	△846,815	0	
	異議決定	平成21年8月20日	棄却					
	審査請求	平成21年9月18日	28,778,000	4,538,382	△3,387,262	△846,815	0	
	審査裁決	平成22年7月6日	棄却					
平成 19年 2月期	確定申告	期 限 内	149,649,000	3,343,476	2,642,400	660,600		
	更正処分等	平成21年3月30日	785,523,000	8,004,369	23,416,500	5,854,100	9,086,000	
	異議申立て	平成21年5月29日	149,649,000	3,343,476	2,642,400	660,600	0	
	異議決定	平成21年8月20日	棄却					
	審査請求	平成21年9月18日	149,649,000	3,343,476	2,642,400	660,600	0	
	審査裁決	平成22年7月6日	棄却					
平成 20年 2月期	確定申告	期 限 内	118,357,000	7,714,300	△2,980,020	△745,005		
	更正処分等	平成21年3月30日	783,417,000	14,403,243	16,933,400	4,233,300	8,711,500	
	異議申立て	平成21年5月29日	118,357,000	7,714,300	△2,980,020	△745,005	0	
	異議決定	平成21年8月20日	棄却					
	審査請求	平成21年9月18日	118,357,000	7,714,300	△2,980,020	△745,005	0	
	審査裁決	平成22年7月6日	棄却					

## 本件青色申告承認取消処分の経緯

区分	年月日	内容
青色申告承認 取消処分	平成21年3月23日	平成17年2月期以後の法人税の青色申告の承認の取消処分
異議申立て	平成21年5月25日	平成17年2月期以後の法人税の青色申告の承認の取消処分の取 消し
異議決定	平成21年8月20日	棄却
審査請求	平成21年9月18日	平成17年2月期以後の法人税の青色申告の承認の取消処分の取 消し
審査裁決	平成22年7月6日	棄却

## 被告の主張する各課税処分の根拠及び適法性

## 第1 法人税更正処分の根拠及び適法性

## 1 法人税更正処分の根拠

被告が主張する原告の本件各事業年度の法人税の所得金額等は、以下のとおりである。

## (1) 平成17年2月期

## ア 所得金額（別紙6-1・順号12）

2億9572万7500円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)から(カ)までの金額を加算し、同(キ)から(ケ)までの金額を減算した金額である。

## (ア) 申告所得金額（別紙6-1・順号1）

△3003万0677円

上記金額は、原告の平成17年2月期の法人税の確定申告書（以下「平成17年2月期法人税申告書」という。）に記載された所得金額である。

## (イ) ホテル売上等の計上漏れ額（別紙6-1・順号2）

5億9253万3614円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上金額であり、原告の収益事業に係る収益に計上すべきものである。

## (ウ) 賃貸料収入の計上漏れ額（別紙6-1・順号3）

28万5714円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテル(J)の賃貸料収入であり、原告の収益事業に係る収益に計上すべきものである。

## (エ) 営業外収益の計上漏れ額（別紙6-1・順号4）

2675万2939円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る営業外収益の金額であり、原告の収益事業に係る収益に計上すべきものである。

## (オ) 雑収入の計上漏れ額（別紙6-1・順号5）

220円

上記金額は、仮受消費税等及び仮払消費税等の金額と納付すべき消費税等の金額を再計算した結果の差額であり、雑収入となる金額である。

## (カ) 資本的支出の損金不算入額（別紙6-1・順号6）

1794万6800円

上記金額は、ホテルHの建物の使用可能期間を延長させ又は資産価値を増加させる工事に係る費用の額であり、資本的支出（法人税法施行令132条参照）に該当することから、損金の額に算入されない。

## (キ) 売上原価の計上漏れ額（別紙6-1・順号8）

1014万3483円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上原価の金額であり、原告の収益事業に係る収益に対応する原価として損金の額に算入される。



(ク) 販売費及び一般管理費の計上漏れ額 (別紙6-1・順号9)

3億0050万3610円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る販売費及び一般管理費の金額であり、平成17年2月期の費用として損金の額に算入される。

(ケ) 営業外費用の計上漏れ額 (別紙6-1・順号10)

111万4017円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る営業外費用の金額であり、平成17年2月期の費用として損金の額に算入される。

イ 納付すべき税額 (別紙6-1・順号15)

6505万9900円

上記金額は、下記(ア)の金額から、同(イ)の金額を控除した後の金額 (ただし、国税通則法 (以下「通則法」という。) 119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの) である。

(ア) 法人税額 (別紙6-1・順号13)

6505万9940円

上記金額は、上記アの所得金額 (ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの) 2億9572万7000円に、法人税法 (平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。) 66条3項及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律 (以下「負担軽減法」という。) 16条1項の規定により100分の22の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 所得税額の控除額 (別紙6-1・順号14)

1円

上記金額は、法人税法68条1項の規定により控除される所得税の額であり、平成17年2月期法人税申告書に記載された金額と同額である。

(2) 平成18年2月期

ア 所得金額 (別紙6-2・順号18)

2億8228万4635円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)から(ク)までの金額を加算し、同(ケ)から(ソ)までの金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額 (別紙6-2・順号1)

△7122万3795円

上記金額は、原告の平成18年2月期の法人税の確定申告書 (以下「平成18年2月期法人税申告書」という。) に記載された所得金額である。

(イ) ホテル売上等の計上漏れ額 (別紙6-2・順号2)

7億7009万6763円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上金額であり、原告の収益事業に係る収益に計上すべきものである。

(ウ) 喜捨収入経理分のホテル売上等の計上漏れ額 (別紙6-2・順号3)

1276万5904円

上記金額は、原告が喜捨収入であると経理処理していた金額であり、原告の収益事業に係

る収益に計上すべきものである。

(エ) 営業外収益の計上漏れ額 (別紙6-2・順号4)

3243万4303円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る営業外収益の金額であり、原告の収益事業に係る収益に計上すべきものである。

(オ) 雑収入の計上漏れ額 (別紙6-2・順号5)

244円

上記金額は、仮受消費税等及び仮払消費税等の金額と納付すべき消費税等の金額を再計算した結果の差額であり、雑収入となる金額である。

(カ) 売上原価の過大計上額 (別紙6-2・順号6)

4万3390円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る売上原価の金額であり、原告の収益事業に係るものではないから、損金の額に算入されない。

(キ) 販売費及び一般管理費の過大計上額 (別紙6-2・順号7)

1万5238円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る販売費及び一般管理費の金額であり、原告の収益事業に係るものではないから、損金の額に算入されない。

(ク) 資本的支出の損金不算入額 (別紙6-2・順号8)

1030万2070円

上記金額は、下記aの金額のうち同bの金額を超える部分の金額であり、平成18年2月期の損金の額に算入されない。

a 資本的支出の額

1218万4589円

上記金額は、ホテルHの建物の使用可能期間を延長させ又は資産価値を増加させる工事に係る費用の額であり、資本的支出として、損金の額に算入されない。

b 減価償却限度額

188万2519円

上記金額は、上記aの資本的支出に係る減価償却限度額である(別紙7の「2 平成18年2月期支出分」の「平成18年2月期」の「償却額」欄の金額である。)

(ケ) 売上原価の計上漏れ額 (別紙6-2・順号10)

1009万5210円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上原価の金額であり、原告の収益事業に係る収益に対応する原価として損金の額に算入される。

(コ) 販売費及び一般管理費の計上漏れ額 (別紙6-2・順号11)

4億2471万6006円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る販売費及び一般管理費の金額であり、平成18年2月期の費用として損金の額に算入される。

(サ) 営業外費用の計上漏れ額 (別紙6-2・順号12)

190万9881円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る営業外費用の金額で

あり、平成18年2月期の費用として損金の額に算入される。

(シ) 売上の過大計上額 (別紙6-2・順号13)

274万0381円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る売上金額であり、原告の収益事業に係るものではないから、益金の額に算入されない。

(ス) 喜捨収入経理分の売上の過大計上額 (別紙6-2・順号14)

180万1524円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る売上金額で、喜捨収入として経理していたものであり、原告の収益事業に係るものではないから、益金の額に算入されない。

(セ) 減価償却超過額の損金算入額 (別紙6-2・順号15)

277万2780円

上記金額は、上記(1)ア(カ)の資本的支出に係る減価償却費であり(別紙7の「1 平成17年2月期支出分」の「平成18年2月期」の「償却額」欄の金額である。)、平成18年2月期の損金の額に算入される。

(ソ) 事業税の損金算入額 (別紙6-2・順号16)

2811万3700円

上記金額は、平成17年2月期の所得金額が増加したことに伴い増加する事業税相当額の損金算入額である。

イ 納付すべき税額 (別紙6-2・順号21)

6210万2400円

上記金額は、下記(ア)の金額から、同(イ)の金額を控除した後の金額(ただし、通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(ア) 法人税額 (別紙6-2・順号19)

6210万2480円

上記金額は、上記アの所得金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)2億8228万4000円に、法人税法66条3項及び負担軽減法16条1項の規定により100分の22の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 所得税額の控除額 (別紙6-2・順号20)

0円

上記金額は、法人税法68条1項の規定により控除される所得税の額であり、平成18年2月期法人税申告書に記載された金額と同額である。

(3) 平成19年2月期

ア 所得金額 (別紙6-3・順号19)

2億9172万9468円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)から(キ)までの金額を加算し、同(ク)から(タ)までの金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額 (別紙6-3・順号1)

△6696万3218円

上記金額は、原告の平成19年2月期の法人税の確定申告書(以下「平成19年2月期法

人税申告書」という。)に記載された所得金額である。

(イ) ホテル売上等の計上漏れ額 (別紙6-3・順号2)

5億7650万8476円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上金額であり、原告の収益事業に係る収益に計上すべきものである。

(ウ) 喜捨収入経理分のホテル売上等の計上漏れ額 (別紙6-3・順号3)

8440万2048円

上記金額は、原告が喜捨収入であると経理処理していた金額であり、原告の収益事業に係る収益に計上すべきものである。

(エ) 営業外収益の計上漏れ額 (別紙6-3・順号4)

3667万4333円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る営業外収益の金額であり、原告の収益事業に係る収益に計上すべきものである。

(オ) 売上原価の過大計上額 (別紙6-3・順号5)

43万8184円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る売上原価の金額であり、原告の収益事業に係るものではないから、損金の額に算入されない。

(カ) 販売費及び一般管理費の過大計上額 (別紙6-3・順号6)

1784万2129円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る販売費及び一般管理費の金額であり、原告の収益事業に係るものではないから、損金の額に算入されない。

(キ) 延滞税等の損金不算入額 (別紙6-3・順号7)

20万7300円

上記金額は、原告が損金の額に算入していた租税公課のうち、損金の額に算入されない租税公課の金額である。

(ク) 売上原価の計上漏れ額 (別紙6-3・順号9)

824万2537円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上原価の金額であり、原告の収益事業に係る収益に対応する原価として損金の額に算入される。

(ケ) 販売費及び一般管理費の計上漏れ額 (別紙6-3・順号10)

2億7778万9171円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る販売費及び一般管理費の金額であり、平成19年2月期の費用として損金の額に算入される。

(コ) 営業外費用の計上漏れ額 (別紙6-3・順号11)

198万5226円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る営業外費用の金額であり、平成19年2月期の費用として損金の額に算入される。

(サ) 売上の過大計上額 (別紙6-3・順号12)

2520万6857円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る売上金額であり、原告

の収益事業に係るものではないから、益金の額に算入されない。

(シ) 喜捨収入経理分の売上の過大計上額 (別紙6-3・順号13)

1127万0095円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る売上金額で、原告が喜捨収入として経理していたものであり、原告の収益事業に係るものではないから、益金の額に算入されない。

(ス) 営業外収益の過大計上額 (別紙6-3・順号14)

81万4619円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る営業外収益の金額であり、原告の収益事業に係るものではないから、益金の額に算入されない。

(セ) 減価償却超過額の損金算入額 (別紙6-3・順号15)

524万8074円

上記金額は、上記(1)ア(カ)及び同(2)ア(ク) aの資本的支出に係る減価償却費であり(別紙7の「1 平成17年2月期支出分」の「平成19年2月期」の「償却額」欄及び「2 平成18年2月期支出分」の「平成19年2月期」の「償却額」欄の各金額の合計額である。)、平成19年2月期の損金の額に算入される。

(ソ) 雑損失の計上漏れ額 (別紙6-3・順号16)

5円

上記金額は、仮受消費税等及び仮払消費税等の金額と納付すべき消費税等の金額を再計算した結果の差額であり、雑損失となる金額である。

(タ) 事業税の損金算入額 (別紙6-3・順号17)

2682万3200円

上記金額は、平成18年2月期の所得金額が増加することに伴い増加する事業税相当額の損金算入額である。

イ 納付すべき税額 (別紙6-3・順号22)

6418万0300円

上記金額は、下記(ア)の金額から、同(イ)の金額を控除した後の金額(ただし、通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(ア) 法人税額 (別紙6-3・順号20)

6418万0380円

上記金額は、上記アの所得金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)2億9172万9000円に、法人税法66条3項及び負担軽減法16条1項の規定により100分の22の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 所得税額の控除額 (別紙6-3・順号21)

0円

上記金額は、法人税法68条1項の規定により控除される所得税の額であり、平成19年2月期法人税申告書に記載された金額と同額である。

(4) 平成20年2月期

ア 所得金額 (別紙6-4・順号22)

2億6218万6195円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)から(コ)までの金額を加算し、同(サ)から(テ)までの金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額 (別紙6-4・順号1)

△1億2123万5534円

上記金額は、原告の平成20年2月期の法人税の確定申告書(以下「平成20年2月期法人税申告書」という。)に記載された所得金額である。

(イ) ホテル売上等の計上漏れ額 (別紙6-4・順号2)

5億7178万2524円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上金額であり、原告の収益事業に係る収益に計上すべきものである。

(ウ) 喜捨収入経理分のホテル売上等の計上漏れ額 (別紙6-4・順号3)

9343万8160円

上記金額は、原告が喜捨収入であると経理処理していた金額であり、原告の収益事業に係る収益に計上すべきものである。

(エ) 賃貸料収入の計上漏れ額 (別紙6-4・順号4)

590万3784円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテル(1)の賃貸収入であり、原告の収益事業に係る収益に計上すべきものである。

(オ) 営業外収益の計上漏れ額 (別紙6-4・順号5)

3390万6927円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る営業外収益の金額であり、原告の収益事業に係る収益に計上すべきものである。

(カ) 雑収入の計上漏れ額 (別紙6-4・順号6)

115円

上記金額は、仮受消費税等及び仮払消費税等の金額と納付すべき消費税等の金額を再計算した結果の差額であり、雑収入となる金額である。

(キ) 売上原価の過大計上額 (別紙6-4・順号7)

11万8039円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る売上原価の金額であり、原告の収益事業に係るものではないから、損金の額に算入されない。

(ク) 販売費及び一般管理費の過大計上額 (別紙6-4・順号8)

1091万3131円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る販売費及び一般管理費の金額であり、原告の収益事業に係るものではないから、損金の額に算入されない。

(ケ) 資本的支出の損金不算入額 (別紙6-4・順号9)

6346万3589円

上記金額は、K旅館の建物の使用可能期間を延長させ又は資産価値を増加させる工事に係る費用の額であり、資本的支出に該当することから、損金の額に算入されない。

(コ) 延滞税等の損金不算入額 (別紙6-4・順号10)

337万5000円

上記金額は、原告が損金の額に算入していた租税公課のうち、損金の額に算入されない租税公課の金額である。

(サ) 売上原価の計上漏れ額 (別紙6-4・順号12)

681万7934円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上原価の金額であり、原告の収益事業に係る収益に対応する原価として損金の額に算入される。

(シ) 販売費及び一般管理費の計上漏れ額 (別紙6-4・順号13)

3億3777万1884円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る販売費及び一般管理費の金額であり、平成20年2月期の費用として損金の額に算入される。

(ス) 営業外費用の計上漏れ額 (別紙6-4・順号14)

190万4784円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る営業外費用の金額であり、平成20年2月期の費用として損金の額に算入される。

(セ) 売上の過大計上額 (別紙6-4・順号15)

1040万1714円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る売上金額であり、原告の収益事業に係るものではないから、益金の額に算入されない。

(ソ) 喜捨収入経理分の売上の過大計上額 (別紙6-4・順号16)

625万7850円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る売上金額で、原告が喜捨収入と経理していたものであり、原告の収益事業に係るものではないから、益金の額に算入されない。

(タ) 賃貸費用の計上漏れ額 (別紙6-4・順号17)

416万2874円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテル(I)の賃貸収入に対応する賃貸費用の金額であり、平成20年2月期の費用として損金の額に算入される。

(チ) 営業外収益の過大計上額 (別紙6-4・順号18)

26万5630円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る営業外収益の金額であり、原告の収益事業に係るものではないから、益金の額に算入されない。

(ツ) 減価償却超過額の損金算入額 (別紙6-4・順号19)

416万6970円

上記金額は、上記(1)ア(カ)及び同(2)ア(ク) aの資本的支出に係る減価償却費であり(別紙7の「1 平成17年2月期支出分」の「平成20年2月期」の「償却額」欄及び「2 平成18年2月期支出分」の「平成20年2月期」の「償却額」欄の各金額の合計額である。)、平成20年2月期の損金の額に算入される。

(テ) 事業税の損金算入額 (別紙6-4・順号20)

2772万9900円

上記金額は、平成19年2月期の所得金額が増加することに伴い増加する事業税相当額の

損金算入額である。

イ 納付すべき税額（別紙６－４・順号２５）

５７６８万０９００円

上記金額は、下記(ア)の金額から、同(イ)の金額を控除した後の金額（ただし、通則法１１９条１項により１００円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ア) 法人税額（別紙６－４・順号２３）

５７６８万０９２０円

上記金額は、上記アの所得金額（ただし、通則法１１８条１項の規定により１０００円未満の端数を切り捨てた後のもの。）２億６２１８万６０００円に、平成１８年法律第１０号による改正後の法人税法６６条３項の規定により１００分の２２の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 所得税額の控除額（別紙６－４・順号２４）

０円

上記金額は、法人税法６８条１項の規定により控除される所得税の額であり、原告の平成２０年２月期法人税申告書に記載された金額と同額である。

２ 法人税更正処分の適法性

被告が主張する原告の本件各事業年度の法人税の納付すべき税額は、平成１７年２月期が６５０５万９９００円、平成１８年２月期が６２１０万２４００円、平成１９年２月期が６４１８万０３００円、平成２０年２月期が５７６８万０９００円であるところ、これらの金額は、上田税務署長が平成２１年３月３０日付けで原告に対してした本件各事業年度の法人税の各更正処分（以下「本件各法人税更正処分」という。）における納付すべき税額を上回っているから、本件各法人税更正処分は適法である。

第２ 消費税更正処分の根拠及び適法性

１ 消費税更正処分の根拠

(１) 平成１７年２月課税期間

ア 課税標準額（別紙８－１・順号１）

７億３１８２万９０００円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)から(エ)までの金額を加算した金額（ただし、通則法１１８条１項により１０００円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ア) 確定申告額（別紙８－１・順号２）

１億２４８４万２６２０円

上記金額は、原告の平成１７年２月課税期間の消費税等の確定申告書（以下「平成１７年２月課税期間消費税等申告書」という。）付表２に課税資産の譲渡等の対価の額として記載された金額である。

(イ) ホテル売上等の計上漏れに係る課税売上額（別紙８－１・順号３）

５億９２５３万３６１４円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上金額の課税対象金額である。

(ウ) 賃貸料収入の計上漏れに係る課税売上額（別紙８－１・順号４）

２８万５７１４円



上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテル（J）の賃貸収入の課税対象金額である。

(エ) 営業外収益の計上漏れに係る課税売上額（別紙8-1・順号5）

1416万7179円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る営業外収益の額の課税対象金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額（別紙8-1・順号6）

2927万3160円

上記金額は、消費税法29条の規定により、上記アの金額に税率100分の4を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額（別紙8-1・順号7）

1247万0526円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)及び(ウ)の金額を加算した金額である。

(ア) 確定申告額（別紙8-1・順号8）

584万1240円

上記金額は、平成17年2月課税期間消費税等申告書に控除対象仕入税額として記載された金額である。

(イ) 売上原価の計上漏れに係る控除対象仕入税額（別紙8-1・順号9）

40万6774円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上原価の金額に係る消費税の金額（ただし、課税仕入に係るもの。）の課税対象金額である。

(ウ) 販売費及び一般管理費の計上漏れに係る控除対象仕入税額（別紙8-1・順号10）

622万2512円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る販売費及び一般管理費の金額（ただし、課税仕入れに係るもの。）に係る消費税の金額である。

エ 納付すべき税額（別紙8-1・順号11）

1680万2600円

上記金額は、上記イの金額から同ウの金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税（別紙8-1・順号12）

1680万2600円

上記金額は、上記エの金額と同額であり、地方税法72条の77第2号及び同法72条の82の規定に基づくものである。

カ 納付すべき譲渡割額（別紙8-1・順号13）

420万0600円

上記金額は、地方税法72条の83に基づき、上記オの金額に税率100分の25を乗じて算出した金額（ただし、地方税法20条の4の2第3項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(2) 平成18年2月課税期間

ア 課税標準額（別紙8-2・順号1）

8億3656万4000円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)から(オ)までの金額を加算した金額(ただし、通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(ア) 確定申告額(別紙8-2・順号2)

2877万8440円

上記金額は、原告の平成18年2月課税期間の消費税等の確定申告書(以下「平成18年2月課税期間消費税等申告書」という。)付表2に課税資産の譲渡等の対価の額として記載された金額である。

(イ) ホテル売上等の計上漏れに係る課税売上額(別紙8-2・順号3)

7億7009万6763円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上金額の課税対象金額である。

(ウ) 喜捨収入経理分のホテル売上等の計上漏れに係る課税売上額(別紙8-2・順号4)

1276万5904円

上記金額は、本件各ホテルに係る売上のうち、原告が喜捨収入であると経理処理していた金額の課税対象金額である。

(エ) ホテル売上等の過大計上に係る課税売上額(別紙8-2・順号5)

△454万1905円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る売上金額の課税対象金額である。

(オ) 営業外収益の計上漏れに係る課税売上額(別紙8-2・順号6)

2946万5411円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る営業外収益の額の課税対象金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別紙8-2・順号7)

3346万2560円

上記金額は、消費税法29条の規定により、上記アの金額に税率100分の4を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額(別紙8-2・順号8)

1276万3793円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)から(オ)までの金額を加算した金額である。

(ア) 確定申告額(別紙8-2・順号9)

453万8382円

上記金額は、平成18年2月課税期間消費税等申告書に控除対象仕入税額として記載された金額である。

(イ) 売上原価の計上漏れに係る控除対象仕入税額(別紙8-2・順号10)

45万6455円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上原価の金額(ただし、課税仕入に係るもの。)に係る消費税の金額である。

(ウ) 売上原価の過大計上に係る控除対象仕入税額(別紙8-2・順号11)

△2045円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る売上原価の金額（ただし、課税仕入れに係るもの。）に係る消費税の金額である。

(エ) 販売費及び一般管理費の計上漏れに係る控除対象仕入税額（別紙8-2・順号12）

777万1610円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る販売費及び一般管理費の金額（ただし、課税仕入れに係るもの。）に係る消費税の金額である。

(オ) 販売費及び一般管理費の過大計上に係る控除対象仕入税額（別紙8-2・順号13）

△609円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る販売費及び一般管理費の金額（ただし、課税仕入れに係るもの。）に係る消費税の金額である。

エ 納付すべき税額（別紙8-2・順号14）

2069万8700円

上記金額は、上記イの金額から同ウの金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税（別紙8-2・順号15）

2069万8700円

上記金額は、上記エの金額と同額であり、地方税法72条の77第2号及び同法72条の82の規定に基づくものである。

カ 納付すべき譲渡割額（別紙8-2・順号16）

517万4600円

上記金額は、地方税法72条の83に基づき、上記オの金額に税率100分の25を乗じて算出した金額（ただし、地方税法20条の4の2第3項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(3) 平成19年2月課税期間

ア 課税標準額（別紙8-3・順号1）

8億0114万6000円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)から(カ)までの金額を加算した金額（ただし、通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ア) 確定申告額（別紙8-3・順号2）

1億4964万9060円

上記金額は、原告の平成19年2月課税期間の消費税等の確定申告書（以下「平成19年2月課税期間消費税等申告書」という。）付表2に課税資産の譲渡等の対価の額として記載された金額である。

(イ) ホテル売上等の計上漏れに係る課税売上額（別紙8-3・順号3）

5億7650万8476円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上金額の課税対象金額である。

(ウ) 喜捨収入経理分のホテル売上等の計上漏れに係る課税売上額（別紙8-3・順号4）

8440万2048円

上記金額は、本件各ホテルに係る売上のうち、原告が喜捨収入であると経理処理していた金額の課税対象金額である。

(エ) ホテル売上等の過大計上に係る課税売上額 (別紙 8-3・順号 5)

△ 3 6 4 7 万 6 9 5 2 円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る売上金額の課税対象金額である。

(オ) 営業外収益の計上漏れに係る課税売上額 (別紙 8-3・順号 6)

2 7 8 7 万 8 2 3 3 円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る営業外収益の額の課税対象金額である。

(カ) 営業外収益の過大計上に係る課税売上額 (別紙 8-3・順号 7)

△ 8 1 万 4 6 1 9 円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る営業外収益の額の課税対象金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額 (別紙 8-3・順号 8)

3 2 0 4 万 5 8 4 0 円

上記金額は、消費税法 29 条の規定により、上記アの金額に税率 100 分の 4 を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額 (別紙 8-3・順号 9)

8 2 0 万 6 1 6 6 円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)から(オ)までの金額を加算した金額である。

(ア) 確定申告額 (別紙 8-3・順号 10)

3 3 4 万 3 4 7 6 円

上記金額は、平成 19 年 2 月課税期間消費税等申告書に控除対象仕入税額として記載された金額である。

(イ) 売上原価の計上漏れに係る控除対象仕入税額 (別紙 8-3・順号 11)

3 2 万 0 0 3 2 円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上原価の金額(ただし、課税仕入れに係るもの。)に係る消費税の金額である。

(ウ) 売上原価の過大計上に係る控除対象仕入税額 (別紙 8-3・順号 12)

△ 1 万 7 2 1 8 円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る売上原価(ただし、課税仕入れに係るもの。)に係る消費税の金額である。

(エ) 販売費及び一般管理費の計上漏れに係る控除対象仕入税額 (別紙 8-3・順号 13)

5 0 1 万 4 0 8 7 円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る販売費及び一般管理費の金額(ただし、課税仕入れに係るもの。)に係る消費税の金額である。

(オ) 販売費及び一般管理費の過大計上に係る控除対象仕入税額 (別紙 8-3・順号 14)

△ 4 5 万 4 2 1 1 円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る販売費及び一般管理費

の金額（ただし、課税仕入れに係るもの。）に係る消費税の金額である。

エ 納付すべき税額（別紙８－３・順号１５）

２３８３万９６００円

上記金額は、上記イの金額から同ウの金額を控除した金額（ただし、通則法１１９条１項により１００円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税（別紙８－３・順号１６）

２３８３万９６００円

上記金額は、上記エの金額と同額であり、地方税法７２条の７第２号及び同法７２条の８２の規定に基づくものである。

カ 納付すべき譲渡割額（別紙８－３・順号１７）

５９５万９９００円

上記金額は、地方税法７２条の８３に基づき、上記オの金額に税率１００分の２５を乗じて算出した金額（ただし、地方税法２０条の４の２第３項により１００円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(4) 平成２０年２月課税期間

ア 課税標準額（別紙８－４・順号１）

７億９４６９万９０００円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)から(キ)までの金額を加算した金額（ただし、通則法１１８条１項により１０００円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ア) 確定申告額（別紙８－４・順号２）

１億１８３５万７９４０円

上記金額は、原告の平成２０年２月課税期間の消費税等の確定申告書（以下「平成２０年２月課税期間消費税等申告書」という。）付表２に課税資産の譲渡等の対価の額として記載された金額である。

(イ) ホテル売上等の計上漏れに係る課税売上額（別紙８－４・順号３）

５億７１７８万２５２４円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上金額の課税対象金額である。

(ウ) 喜捨収入経理分のホテル売上等の計上漏れに係る課税売上額（別紙８－４・順号４）

９３４３万８１６０円

上記金額は、本件各ホテルに係る売上のうち、原告が喜捨収入であると経理処理していた金額の課税対象金額である。

(エ) ホテル売上等の過大計上に係る課税売上額（別紙８－４・順号５）

△１６６５万９５６４円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る売上金額の課税対象金額である。

(オ) 賃貸料収入の計上漏れに係る課税売上額（別紙８－４・順号６）

５９０万３７８４円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテル（イ）の賃貸収入の課税対象金額である。

(カ) 営業外収益の計上漏れに係る課税売上額 (別紙 8-4・順号 7)

2214万2375円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る営業外収益の額の課税対象金額である。

(キ) 営業外収益の過大計上に係る課税売上額 (別紙 8-4・順号 8)

△26万5630円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る営業外収益の額の課税対象金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額 (別紙 8-4・順号 9)

3178万7960円

上記金額は、消費税法 29 条の規定により、上記アの金額に税率 100 分の 4 を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額 (別紙 8-4・順号 10)

1458万2434円

上記金額は、下記(ア)の金額に同(イ)から(カ)までの金額を加算した金額である。

(ア) 確定申告額 (別紙 8-4・順号 11)

771万4300円

上記金額は、平成 20 年 2 月課税期間消費税等申告書に控除対象仕入税額として記載された金額である。

(イ) 売上原価の計上漏れに係る控除対象仕入税額 (別紙 8-4・順号 12)

31万3101円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る売上原価の金額(ただし、課税仕入れに係るもの。)に係る消費税の金額である。

(ウ) 売上原価の過大計上に係る控除対象仕入税額 (別紙 8-4・順号 13)

△4721円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る売上原価(ただし、課税仕入れに係るもの。)に係る消費税の金額である。

(エ) 販売費及び一般管理費の計上漏れに係る控除対象仕入税額 (別紙 8-4・順号 14)

649万5811円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテルに係る販売費及び一般管理費の金額(ただし、課税仕入れに係るもの。)に係る消費税の金額である。

(オ) 販売費及び一般管理費の過大計上に係る控除対象仕入税額 (別紙 8-4・順号 15)

△10万2571円

上記金額は、原告が計上していた本件各ホテル以外のホテルに係る販売費及び一般管理費の金額(ただし、課税仕入れに係るもの。)に係る消費税の金額である。

(カ) 賃貸費用の計上漏れに係る控除対象仕入税額 (別紙 8-4・順号 16)

16万6514円

上記金額は、本件各損益計上法人が計上していた本件各ホテル(I)の賃貸収入に対応する賃貸費用に係る消費税の金額である。

エ 納付すべき税額 (別紙 8-4・順号 17)

1720万5500円

上記金額は、上記イの金額から同ウの金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税（別紙8-4・順号18）

1720万5500円

上記金額は、上記エの金額と同額であり、地方税法72条の77第2号及び同法72条の82の規定に基づくものである。

カ 納付すべき譲渡割額（別表12・順号19）

430万1300円

上記金額は、地方税法72条の83に基づき、上記オの金額に税率100分の25を乗じて算出した金額（ただし、地方税法20条の4の2第3項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

## 2 消費税更正処分の適法性

被告が主張する原告の本件各課税期間の消費税等の納付すべき消費税額及び譲渡割額は、平成17年2月課税期間が1680万2600円及び420万0600円、平成18年2月課税期間が2069万8700円及び517万4600円、平成19年2月課税期間が2383万9600円及び595万9900円、平成20年2月課税期間が1720万5500円及び430万1300円であるところ、これらの金額は、上田税務署長が平成21年3月30日付けで原告に対してした本件各課税期間の消費税等の各更正処分（以下「本件各消費税等更正処分」という。）における消費税額及び譲渡割額を上回っているから、本件各消費税等更正処分は適法である。

## 第3 重加算税賦課決定処分

### 1 重加算税賦課決定処分の根拠

原告が法人税及び消費税等の納付すべき税額を過少に申告していたことについて、国税通則法65条4項に規定する正当な理由は存在しない。

そして、原告は、原告に帰属すべき本件ホテル事業の損益を本件各損益計上法人に帰属する損益の額であるとして、また、原告において計上していた本件各ホテルの売上げについては、喜捨の事実がないにもかかわらず、その半分を喜捨金であるとして、収益事業の収入から除いて経理処理を行い、それらの損益の額を隠ぺいし、本件各事業年度の法人税及び本件各課税期間の消費税の確定申告書を提出していたことから、国税通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税に代え、重加算税が課されることになる。

(1) 本件各法人税更正処分に伴う重加算税賦課決定処分（以下「本件各法人税賦課決定処分」という。）

ア 平成17年2月期

2258万5500円

上記金額は、通則法68条1項に基づき、上田税務署長が平成21年3月30日付けで原告に対してした平成17年2月期の法人税更正処分によって新たに納付することとなった法人税額6453万6300円のうち、上記仮装又は隠ぺいに係る税額（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）6453万円に100分の35を乗じて算出した金額である。

イ 平成18年2月期

2130万4500円

上記金額は、通則法68条1項に基づき、上田税務署長が平成21年3月30日付けで原告に対してした平成18年2月期の法人税更正処分によって新たに納付することとなった法人税額6087万8600円のうち、上記仮装又は隠ぺいに係る税額（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）6087万円に100分の35を乗じて算出した金額である。

ウ 平成19年2月期

1810万9000円

上記金額は、通則法68条1項に基づき、上田税務署長が平成21年3月30日付けで原告に対してした平成19年2月期の法人税更正処分によって新たに納付することとなった法人税額5174万3500円のうち、上記仮装又は隠ぺいに係る税額（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）5174万円に100分の35を乗じて算出した金額である。

エ 平成20年2月期

1667万4000円

上記金額は、通則法68条1項に基づき、上田税務署長が平成21年3月30日付けで原告に対してした平成20年2月期の法人税更正処分によって新たに納付することとなった法人税額4764万9100円のうち、上記仮装又は隠ぺいに係る税額（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）4764万円に100分の35を乗じて算出した金額である。

(2) 本件各消費税等更正処分に伴う重加算税賦課決定処分（以下「本件各消費税賦課決定処分」という。）

ア 平成17年2月課税期間

758万4500円

上記金額は、通則法68条1項に基づき、上田税務署長が平成21年3月30日付けで原告に対してした平成17年2月課税期間の消費税等更正処分によって新たに納付することとなった消費税等の額2167万2300円のうち、上記仮装又は隠ぺいに係る税額（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）2167万円に100分の35を乗じて算出した金額である。

イ 平成18年2月課税期間

1038万4500円

上記金額は、通則法68条1項に基づき、上田税務署長が平成21年3月30日付けで原告に対してした平成18年2月課税期間の消費税等更正処分によって新たに納付することとなった消費税等の額2967万7700円のうち、上記仮装又は隠ぺいに係る税額（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）2967万円に100分の35を乗じて算出した金額である。

ウ 平成19年2月課税期間

908万6000円

上記金額は、通則法68条1項に基づき、上田税務署長が平成21年3月30日付けで原告に対してした平成19年2月課税期間の消費税等更正処分によって新たに納付することとな



った消費税等の額2596万7600円のうち、上記仮装又は隠ぺいに係る税額（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）2596万円に100分の35を乗じて算出した金額である。

エ 平成20年2月課税期間

871万1500円

上記金額は、通則法68条1項に基づき、上田税務署長が平成21年3月30日付けで原告に対してした平成20年2月課税期間の消費税等更正処分によって新たに納付することとなった消費税等の額2489万1700円のうち、上記仮装又は隠ぺいに係る税額（ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）2489万円に100分の35を乗じて算出した金額である。

2 本件各法人税賦課決定処分及び本件各消費税賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」という。）の適法性

本件各法人税更正処分及び本件各消費税等更正処分に伴って原告に課されるべき重加算税の額は、上記1のとおりであり、これらの金額は、いずれも本件各賦課決定処分の額と同額であるから、本件各賦課決定処分は適法である。

第4 青色申告承認取消処分の適法性

原告は、本件各ホテルに係る売上げ、原価及び経費等（以下「売上等」という。）について、原告備付けの総勘定元帳に計上せず、本件各損益計上法人の売上等として益金又は損金に計上しており、また、原告において計上していた本件各ホテルの売上等については、喜捨の事実がないにもかかわらずその約半分を喜捨金として収益事業の収入から除外して経理処理を行っていたものであり、これらの行為は法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当することは明らかであるから、上田税務署長が平成21年3月23日付けで原告に対してした平成17年2月期以後の事業年度に係る法人税の青色申告承認取消処分（以下「本件青色申告承認取消処分」といい、本件各法人税更正処分、本件各消費税等更正処分及び本件各賦課決定処分と併せて「本件各課税処分」という。）は適法である。